

平成24年度

近畿地方都市美協議会総会

日 時：平成24年11月1日（木）午後1時30分から

場 所：宝塚ホテル新館6階 宝寿東の間

主 催： 近畿地方都市美協議会

開催地： 兵庫県宝塚市



目 次

○総会次第

議 案

議案第1号	平成23年度事業実績報告について	1
議案第2号	平成23年度決算報告について	3
議案第3号	平成24年度事業計画について	5
議案第4号	平成24年度予算について	6
議案第5号	平成25年度役員の選出について	7
議案第6号	平成25年度開催地について	8

○資料

近畿地方都市美協議会規約	資料1
近畿地方都市美協議会規約運営要領	資料2
平成24年度 近畿地方都市美協議会 会員 構成員	資料3
平成24年度 近畿地方都市美協議会 協力会員 構成員	資料4

総 会 次 第

1 開会挨拶

2 議 事

議案第1号 平成23年度事業実績報告について

議案第2号 平成23年度決算報告について

議案第3号 平成24年度事業計画について

議案第4号 平成24年度予算について

議案第5号 平成25年度役員を選出について

議案第6号 平成25年度総会開催地について

3 閉 会

議 案

議案第1号 平成23年度事業実績報告について

1 平成23年度 近畿地方都市美協議会総会の開催

- 日 程 平成23年10月27日(木)
会 場 橋本市教育文化会館 2階大ホール
出席者数 会員36団体・協力会員12団体 合計48団体 出席者数 79名
議 事 (1) 議案第1号 平成22年度事業実績報告について
(2) 議案第2号 平成22年度決算報告について
(3) 議案第3号 規約運営要領改正について
(4) 議案第4号 平成23年度事業計画について
(5) 議案第5号 平成23年度予算について
(6) 議案第6号 平成24年度役員の選出について
(7) 議案第7号 平成24年度総会開催地について

2 平成23年度 都市景観研修会の開催

- 日 程 平成23年10月27日(木)
会 場 橋本市教育文化会館 2階大ホール
出席者数 81名
(1) 特別講演 「都市美を活かす一セットで考えるべき景観等エリアの形成と活用一」
講師：NPO街づくり支援センター (元和歌山大学教授) 濱田 學昭
(2) 景観研修セミナー
①報告
「景観法等に関する最近の動向について」
講師：国土交通省 都市局 公園緑地・景観課
景観・歴史文化環境整備室 景観企画係長 栗原 正慶
②事例発表
「和歌山県の屋外広告物制度の改正について」
発表：和歌山県県土整備部都市住宅局
都市政策課景観・公園班 技師 井原 誉文
「和歌山市の景観施策について」
発表：和歌山市まちづくり局都市整備部都市整備課長 前田 俊紀

3 平成23年度 意見交換会の開催

- 日 程 平成23年10月27日(木)
会 場 橋本市商工会館 8階ホール
出席者数 30名

4 平成23年度 現地研修会の開催

- 日 程 平成23年10月28日(金)
出席者数 48名
高野口小学校、葛城館、前田家住宅 視察

5 平成23年度 幹事会の開催

日 程 平成23年10月5日 (水)

会 場 近畿地方整備局

- ①平成23年度総会・都市景観研修会について
- ②平成23年度総会議案について
- ③近畿地方都市美協議会の会費について
- ④近畿地方都市美協議会会員把握状況
- ⑤各研究会活動の報告について

6 平成23年度 研究会の開催

I. 研究会

(1) 第1回研究会 平成23年10月5日 (水) 会場：近畿地方整備局

- ①近畿における最近の景観法等の施行状況について
- ②平成23年度前期WG活動について
- ③今後の近畿地方都市美協議会研究会の進め方について
- ④UR都市開発機構による平成23年度都市景観大賞受賞報告
- ⑤長野県小布施町による先進事例紹介

(2) 第2回研究会 平成24年3月1日 (木) 会場：近畿地方整備局

- ①近畿における最近の景観法等の施行状況について
- ②平成23年度後期WG活動について
- ③今後の近畿地方都市美協議会研究会の進め方について
- ④山形県金山町による先進事例紹介

II. ワーキンググループ (以下「WG」)

(1) 景観計画策定検討WG

平成23年 5月24日 (火) 会場：近畿地方整備局

平成24年 1月27日 (金) 会場：大阪府堺市

(2) 屋外広告物条例策定検討WG

平成23年 7月27日 (水) 会場：近畿地方整備局

平成24年 1月12日 (木) 会場：近畿地方整備局

(3) 景観法諸制度活用検討WG

平成23年 5月12日 (木) 会場：近畿地方整備局

平成24年 2月14日 (火) 会場：奈良県橿原市

(4) 歴史まちづくり法等活用検討WG

平成23年 7月12日 (火) 会場：岡山県高梁市

平成23年11月 9日 (水) 会場：近畿地方整備局

議案第2号 平成23年度決算報告について

収入額 1,061,655円
 支出額 454,772円
 差引残額 606,883円 (次年度へ繰越)

《収入の部》

(単位：円)

予算科目	予算額	決算額	内 訳
会 費	900,000	900,000	会 費 $10,000 \times 60 \text{ 団体} = 600,000$ 協力会員会費 $50,000 \times 1 \text{ 団体} = 50,000$ $30,000 \times 7 \text{ 団体} = 210,000$ $10,000 \times 4 \text{ 団体} = 40,000$
雑 入	452	107	利息
前年度繰越金	161,548	161,548	
	1,062,000	1,061,655	

《支出の部》

(単位：円)

予算科目	予算額	決算額	内 訳
事 務 費	110,000	36,456	郵送料、消耗品費等
会 議 費	240,000	241,185	会場使用料費、講師謝礼・旅費
事 業 費	712,000	177,131	現地研修会費、バス借上料、 ホームページサーバーレンタル等
合 計	1,062,000	454,772	

(収入合計) 1,061,655円 - (支出合計) 454,772円
 = (差引計) 606,883円は、次年度へ繰り越します。

会計監査報告書

平成23年度近畿地方都市美協議会の会計について、帳簿、関係書類を監査した結果、収入支出ともに決算書のとおり相違なく適正に経理されておりましたので報告します。

平成24年 3月31日

監事 越前市 建設部 都市計画課長

氏名

三田村忠邦



印

平成24年 3月31日

監事 枚方市 都市整備部 まちづくり推進課長

氏名

河本通孝



印

議案第3号 平成24年度事業計画について

- 1 平成24年度 近畿地方都市美協議会総会の開催
- 2 平成24年度 都市景観研修会の開催
- 3 平成24年度 現地研修会の開催
- 4 平成24年度 協議会研究会の開催
- 5 そ の 他

議案第4号 平成24年度予算について

《収入の部》

(単位：円)

予算科目	予算額	内 訳
会 費	900,000	会 費 10,000× 60 団体= 600,000 協力会員会費 50,000× 1 団体= 50,000 30,000× 7 団体= 210,000 10,000× 4 団体= 40,000
雑 入	117	利 息
前年度繰越	606,883	
合 計	1,507,000	

《支出の部》

(単位：円)

予算科目	予算額	内 訳
事 務 費	150,000	郵送料、消耗品費等
会 議 費	500,000	会場使用料、講師謝礼・旅費 等
事 業 費	857,000	現地研修会費、バス借上料 ホームページサーバーレンタル料、 ホームページ機能向上業務委託 等
合 計	1,507,000	

(備 考) 科目間の流用は、これを認めるものとする。

議案第5号 平成25年度役員を選出について

会長 越前市長 (福井県)

副会長 枚方市長 (大阪府)

監事 近江八幡市長 (滋賀県)

監事 生駒市長 (奈良県)

議案第6号 平成25年度開催地について

平成25年度近畿地方都市美協議会開催地

福井県 越前市

資 料

近畿地方都市美協議会規約

平成 3年 6月26日 施行
平成21年10月 8日 改正

(名 称)

第1条 本会は、近畿地方都市美協議会（以下「本会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 本会は、個性豊かな魅力ある都市景観の創造を図るため、関係各市町村が相互に交流を深め、もって職員の研鑽及び施策の推進に資することを目的とする。

(活動内容)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 情報の交換
- (2) 景観形成に関する研究
- (3) その他前条の目的達成に必要な事業

(構 成)

第4条 本会は、近畿地方の「都市景観形成モデル都市」・「うるおい・緑・景観モデル市町村」の指定を受けた市町村のほか、都市景観行政の推進に積極的に取り組んでいる市町村（以下「会員」という。）をもって構成する。

- 2 本会の目的に賛同する市町村については、随時、本会の会員となることができる。
- 3 近畿地方整備局、各府県及び政令指定都市は、協力会員として参加し、指導、助言等を行う。

(役 員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監 事 2名

(役員を選出)

第6条 役員は、総会において会員の中から選出し、持ち回り制とする。

(役員任期)

第7条 役員任期は、1年とし、再任を妨げない。

(役員職務)

第8条 会長は、本会を代表し、その運営を総理し、議事を主宰する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代理する。
- 3 監事は、本会の会計及び会務を監査する。

(総 会)

第9条 総会は、毎年1回開催する。ただし、会長が必要と認めるときは、臨時総会を開催することができる。

2 総会は、会長が招集し、会長は議長となる。

3 議事は、出席者の過半数をもって決する。なお、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

4 総会は、次の事項を議決し、又は承認する。

(1) 事業計画及び事業報告

(2) 予算及び決算

(3) 規約の改正

(4) 役員を選任

(5) 本会の目的を達成させるための重要事項

5 総会の事務は、会長の市町村が行う。

(幹事会)

第10条 本会の円滑な運営を確保するため、幹事会を置く。

2 幹事会は、会長の求めにより開催するものとし、次の事項について協議する。

(1) 総会の立案に関する事項

(2) 本会の活動に関する事項

(3) その他本会の円滑な運営を確保するために必要な事項

3 幹事会は、会員の中から選出された幹事により構成する。

(幹 事)

第11条 幹事は、各府県毎に1名選出するものとし、それぞれの府県における会員の互選により選出する。

2 幹事の任期は、1年とし、再任を妨げない。

3 第5条に規定する役員は、幹事を兼ねることができる。

(研究会)

第12条 本会に研究会を置く。

2 研究会は、会長の求めにより開催するものとし、第2条の目的を達するため、次の事項について検討を行う。

(1) 景観に係る施策及び課題

(2) その他個性豊かな魅力ある都市景観の形成に必要な事項

3 研究会は、会員及び協力会員が属する機関の職員により構成する。

4 研究会には、主査を置くものとする。

5 その他研究会運営に必要な事項は、研究会において定める。

(経 費)

第13条 本会の運営に関する経費は、次の資金をもってこれにあてる。

(1) 会員の会費

(2) 協力会員の会費

(3) その他の収入

2 前項(1)(2)に規定する会費の額は、次のとおりとする。

- | | |
|--------------------|-------|
| (1) 会 員 | 年額1万円 |
| (2) 協力会員である近畿地方整備局 | 年額5万円 |
| (3) 協力会員である府県 | 年額3万円 |
| (4) 協力会員である政令指定都市 | 年額1万円 |

(入退会)

第14条 会員は、本会に入会又は退会するときは、会長に入会届又は退会届を提出するものとする。

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第16条 本会の運営に係る事務を円滑に遂行するため、事務局を設置する。

2 事務局は、会長に選任された市町村に置く。

(補 則)

第17条 この規約に定めるもののほか、本会に必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規約は、平成3年6月26日から施行する。

附 則

この規約は、平成8年4月1日から施行する。ただし、第12条の規定については、平成9年4月1日より施行する。

附 則

この規約は、平成15年10月16日から施行する。

附 則

この規約は、平成16年11月9日から施行する。

附 則

この規約は、平成21年10月8日から施行する。

近畿地方都市美協議会規約運営要領

平成10年 7月 8日 制定

平成23年10月27日 改正

第1条（第6条関係）

開催地については、次の府県の順で当該府県の市町村から選出し、選出にあたっては、当該府県の協力会員と近畿地方整備局により調整を行う。

兵庫県→福井県→大阪府→滋賀県→奈良県→京都府→和歌山県

- 2 会長は、開催地の首長をもってあてる。
- 3 会長は、あらかじめ監事を2年、その後副会長を1年務めることとする。
ただし、やむを得ない理由があると認められるときは、この限りでない。
- 4 次年度の役員は、総会において選出する。

第2条（第7条関係）

役員任期は、当該年度の4月1日から始まり、翌年の3月31日までとする。

第3条（第10条関係）

幹事会は、幹事その他、役員をもって構成する。ただし、必要に応じて、近畿地方整備局及び各府県協力会員の出席を求めることができる。

第4条（第13条関係）

事務局は、5月に協力会員及び会員に対し、本会への賛同を確認し、会費を請求することとし、協力会員及び会員は極力速やかに支払いを行うこととする。

第5条（第14条関係）

入会届けについては、平成21年10月7日現在において入会中である会員は、提出は不要とする。